

## 令和2年第12回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年 11月 16日 (月) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- |     |        |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 山本 正二  |     |        |     |       |
| 2番  | 井町 哲   | 3番  | 村上 浩一  | 4番  | 縄田 善博 |
| 5番  | 倉増 知   | 6番  | 安部 好恵  | 7番  | 俵 薫   |
| 8番  | 中嶋 誠   | 9番  | 石田 健治郎 | 10番 | 萬代 泰生 |
| 12番 | 前田 耕次  | 13番 | 伊藤 新司  | 14番 | 中野 修  |
| 15番 | 馬屋原 眞一 | 16番 | 岸 英法   | 17番 | 武藤 康志 |
| 18番 | 安富 法明  | 19番 | 山本 正二  |     |       |
- 4 出席推進委員
- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 野上 武史 | 安永 彰  | 山縣 正明 |
| 田原 茂  | 松田 康浩 |       |
- 5 欠席農業委員
- |          |            |
|----------|------------|
| 1番 井上 建夫 | 11番 伊藤 美和子 |
|----------|------------|
- 6 欠席推進委員
- |       |
|-------|
| 松原 正晴 |
|-------|
- 7 事務局
- |            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 落合 浩志 | 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは、只今から令和 2 年第 1 2 回総会を開会いたします。本日の出席委員は 1 9 名中、1 7 名よって、定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。なお、本日、欠席の委員、1 番 井上委員、1 1 番 伊藤(美)委員、でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により議事録署名委員を議長の方で指名をしたいと思っておりますがよろしゅうございますか。(「はい」の声) ありがとうございます。それでは本日の議事録署名委員、7 番 俵委員、8 番 中嶋委員。よろしくお願いたします。</p> <p>挨拶をするところなんですけれど、この後ですね、人・農地プランについて、農林課より農業委員のみなさんの方へご協力のお願いが農業委員さんも推進委員さんも一緒ですが、ご協力のお願いがありますので、ちょっとまた、そちらにちょっと時間があるかと思っておりますので前に進めていきたいと思っております。</p> <p>それでは、議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>高齢となった譲渡人から現在耕作してない農地を譲り受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件について譲受人は新規の農地取得ですが、耕作をするにあたり必要な農機具は●●にあるご主人の実家から借り受けることから農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たすと見込まれます。第 5 号の下限面積要件は当市の 1 0 0 0 m<sup>2</sup>以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条第 2 項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>はい。それでは地元委員の方より補足説明ございましたらお願いたします。</p> <p>●●ですから、推進委員は山縣さんですかいね。</p>

	現地調査はありません。新規就農ですから。
1 8 番 (推進委員)	推進委員の山縣ですが、ここはちょっと解りかねます。
議長	分かる方、いらっしゃいませんか。●●ですが。中嶋委員どうでしょうか。
8 番	私の方は現地等は見てないです。
議長	これ、どうゆうふうな関係なんですか。
1 4 番	親子じゃない。親子か女房かどっちか。
事務局	譲渡人と譲受人の関係ですが譲渡人の長男の嫁が今回の譲受人になります。
議長	でございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第 1 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第 1 号は、原案の通り決定をいたします。 それでは、続きまして議事順位第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	1 件朗読。 1 件目。申請者は美祢市に居住する会社員です。申請地は●●●●から北西へ 1. 8 k m の位置にある農用地区域内農地です。家屋焼失により出た廃材の置き場を設置するものです。農用地区域内の転用ですが農地法施行令第 1 1 条第 1 項 1 号に該当し許可の対象となるものです。おってこの事案につきましては一時転用ですので事業終了後には原状回復をする旨が記載された誓約書が提

	<p>出されています。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
1 2 番	<p>前田です。今の位置の説明がありましたけども、現地は●●●●から●●に向かう途中に●●●●がございますが、その右側にあります●●の集落の中でございます。火災にあった申請者から家屋を再建するための間、隣接する畑を瓦礫置場として使用したいという申請がありました。現地を確認いたしますと周囲への影響は無く、その畑しかない状況で問題ないと思われます。なお、既に現地に瓦礫が置かれており、山本会長は本来ならば始末書の提出になるが、今回は始末書なしという指導がされております。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたら、お願いいたします。</p>
2 4 番（推進委員）	<p>はい。地元委員の●●地区担当の松田です。前田委員さんが報告されたことで問題はないですね。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。始末書を免除したというのは、火事という特殊な事情による瓦礫の置場でございます。綺麗にフレコンに入れられてですね、置かれております。それと今これによるいろんな細菌、産業廃棄物の処分するのにも、成分等の検査があるようございまして、成分検査の結果、OKが出たので早急には業者の方に持って行ってもらうという話でございました。特殊な案件でございますので、いた仕方ないじゃないかなということで、始末書は、それと早々に申請書を出しておられますので、今回については特別にいいんじゃないかというふうに私の方は判断しました。委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は、原案の通り決定をし、常設委員会の方に附します。これ、面積</p>

事務局	<p>少ないですけど、農振地域なもんですから常設委員会の方に出さなければいけないということでございます。</p> <p>それでは、続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>申請者は広島市に本店を置く建設業を営む法人です。申請地は●●●●から南西へ3.3kmの位置にある農用区域内農地です。特別高圧送電線建設に伴う作業ヤードを設置するものです。農用区域内の転用ですが農地法施行令第11条第1項1号に該当し許可の対象となるものです。おってこの事案につきましては一時転用ですので事業終了後には原状回復をする旨が記載された誓約書が提出されています。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
10番	<p>当日、現地調査をしました萬代です。前田委員と事務局から2人一緒に、会長と5人か、で現地調査を行ったところでございますが、場所はですね、今西●●の方の事言っていましたが、地図を見て下さい。美祢市全図の③という場所になります。●●から●●へ抜ける道の丁度あいだ位になる訳ですが、●●という場所です。現地はですね、周りは皆もう杉の木やら栗の木やらまあいっぱい立ってる状況の中の位置です。これはもう●●の方の●●の太陽光設備等を行ってるその送電設備を今後しようということで、その場所に要するにその場所を資材置場として使用したいという申し出がありました。周りには田んぼというか周りの田んぼに影響を与える場所ではございません。原状回復の時には今の様な状態とかまっさらにするんじゃなくて果樹の柿やら栗やらでも少しでも植えて元に戻して欲しいなという意向を伝えております。説明は以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたら、お願いいたします。</p>
10番	<p>地元委員は本日、欠席ということを知っております。</p>
議長	<p>そしたら、私の方から補足しておきます。場所はですね。●●。どちら側走って行っても●●行けるんですけど、●●の●●の</p>

	<p>方に向いて行く道でございます。●●●の所から右に上がって、●●さんという家があるんですが、それを過ぎたところから左に入ったところでございます。畑になっております。確かにですね、ぱっと見た目、山じゃないかなというくらい木が立っておりますけれど、よく見るに庭木の苗木を植えられておったような感じでございます。それと、●●さんのご主人は元●●●の先生で学校に行きながらも田んぼ等、かなり本気でやっておられた方でございます。だから、そうゆうふうな中で庭木の苗木を植えられたんじゃないかなというふうには私は見て来ました。こっからですねたぶん山の上に索道を作って、下資材を置いて上鉄塔を建てるための作業場に、と資材置場になるもんだというふうに見て参りました。</p> <p>以上でございます。委員のみなさんよりなにかご意見等ございましたらお願いします。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は、原案の通り決定をし、常設委員会に附します。</p> <p>それでは、続きまして議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>それでは、本日別冊にて配布しております、令和2年11月30日告示、令和2年12月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回は全体で6筆でございます。利用権設定面積は新規のみで、合計、8,176㎡、貸し手が2名、受け手が3名でございます。内訳は4ページ目の通りでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合する事、農用地を効率的に利用して耕作する事、耕作に必要な農作業に常時従事する事の利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。3件出ておりますけれど、2件は同じ所でございます。委員のみなさんより、何か補足説明ございましたらお願いいたします。</p> <p>1番、2番、野上さんよろしゅうございますか。</p>
12番（推進委員）	<p>●●●●さんの件ですか。</p>

議長	そうです。
1 2 番（推進委員）	私、これ、今聞いたんですが。これは状況は聞いておりますし、私も毎日その田んぼの前をだいたい行き来しておるものでございます。場所は、●●●バス停のすぐ下というか、道下というか●●●の方に向かって左手下、それから今度線路側の方とだいたいこの2箇所にあるんですけども、それで、何て言ったらいいんですかいね。
議長	別に問題なければ、全く問題なければ。
1 2 番（推進委員）	今、麦がこの前植えてありまして、相当5 c mくらい伸びております。ええ麦が生えております。何ら問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。
議長	私の方からちょっと補足しておきます。2番目につきましては、●●●さんの耕作地の続きの農地でございます。別にこれも問題無いんじゃないかなというふうに思っております。ただ、気になってるのは、一町程ですね、まだ●●さんの農地が残るんですけど、その農地がどうなるんだろうかというのが私は気になっているんです。というところでございます。 3番、田原さん。
2 2 番（推進委員）	推進委員の田原です。●●さんについては、この地区が●●●●●●●●という法人の中に入りまして、そちらに入られるという事で農林振興公社を通して中間管理機構と契約というふうに伺ってます。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思えます。議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は、原案の通り決定をいたします。

事務局	<p>それでは、続きまして議事順位第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを番号1から2を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>2件朗読。</p> <p>1件目。高齢により耕作不可能となったため、双方の合意により解約されたものです。</p> <p>2件目。湿害により耕作困難なため、双方の合意により解約されたものです。</p> <p>2件とも次の耕作者は決まっています。以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。1番は●●ですね。担当委員さんいらっしゃいますか。</p>
5番	<p>1の件はですね。ちょっと聞いた話ですけども、作ることが出来なくなったということだけで、私、法人の●●●●●●というのを持ってんですけど、相談がありましたけど、ちょっと●●●●●●の方もちょっと高齢なもので、●●の方もこの度ちょっと面積増やして作るようになったからこれちょっと受けるのが難しいということで、今保留にはしてるんですけど。2番目はちょっとこれ私のところじゃないから、1番目はそうゆう事です。</p>
議長	<p>はい。</p>
5番	<p>1番目は今のでちょっと保留でちょっと置いときます。</p>
議長	<p>はい、わかりました。出来るだけ早くどっかにやっていただけるといいかなと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>2番目。●●。●●ですから、前田委員。</p>
12番	<p>何も聞いておりませんが。</p>
議長	<p>はい。まだ、見つかってないようでございますので、ちょっと新しい耕作者と、見つける方向で動いていただけたらと、推進委員さんとも連絡とりながらやって頂けたらと思います。よろしくお願いします。</p> <p>以上でございますけれど、委員のみなさんより、何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」</p>

事務局	<p>の声) 特に発言もないようでございますので、以上で報告第1号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして議事順位第6 報告第2号 農地転用現況証明について、1から2までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p> <p>2件朗読。</p> <p>1件目。平成10年頃より耕作放棄後、現在は宅地の一部として利用されています。</p> <p>2件目。●●●●番につきましては、昭和30年頃より住宅の進入路として利用され現在に至ります。●●●●番につきましては、20年以上前に耕作放棄後、現在は宅地の一部として利用されています。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>萬代ですが、先程、地図で言いましたが、地図の中の4番ですが、●●●●という所です。現況の状況につきましては、資料の7ページにございますように宅地のすぐそばにはありますが、そこがもともと庚申塚がですねその敷地の中に建っておりまして、そういった関係で地域のみなさんは、庚申塚にお参りされるようなところですが、宅地のすぐそばでありますので、これをですね今後宅地の中、宅地に入れていきたいというふうな希望を出しておられましたんで、周りに他に隣接する農地等は一切ございません。申請者の意向に添って対応したらよいかと思っております。以上です。</p>
議長	<p>2番目。</p>
12番	<p>前田です。全体の地図では、⑤になります。現地は●●●●の●●●●●の南東側で、一般道の●●●●トンネル手前の●●●●●よりの場所です。10ページの写真①②を見ていただいたら分かりますけども、これは三角形をした●●●●番の土地で、現在は荒地になっており、その一部が舗装された駐車場への進入路となっております。右側の③④の写真は●●●●番の位置でこれも現地は荒地になっており、その一部は屋敷の石垣に取り込まれています。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員よりの補足説明ございましたら、お願いいたします。</p> <p>一番、野上さん。</p>

1 2 番 (推進委員)	はい、現地を見ましたが、先程、萬代委員さんがおっしゃいましたように、何ら問題は無いのではないかと思われました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	はい、2番。
1 0 番 (推進委員)	●●の推進委員の安永です。申請人の●●さんは、元々大工さんで、家と擁壁等は自分でやられたということで、こうゆう状態になったんだろうと思いますが、修正されるということでよろしんじゃないかと思えます。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。私の方から、2番について補足しておきます。2番につきましては、もう、古い委員さんをご存知だと思いますけど、何度もここ出ている所でございます。今回、●●●●の所で行われるようでございますので、今回はきちんと登記等されて、最終的にきちんとするのではないかなというふうに思っております。私、会長になってここ3回行っております。また、来月もですね、一部農地が残っておりますので、それを分筆をした後、現況証明が出るような話をしておられました。何か家の方も買う方がもう既に決まっているようでございます。それで残りの農地については家庭菜園で、耕作されるような話しておられました。きれいになって良くなるじゃないかなというふうには思っております。
事務局	朗読。 今回13ページ目以降にございますように3件。農事組合法人●●●、有限会社●●●、有限会社●●●から提出がございました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ、適正でありましたことをご報告申

議長	<p>上げます。以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。只今の報告第3号により、委員のみなさんよりご発言等ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言ないようでございますので、報告第3号を終わらせていただきます。それでは、続きましてその他の項に移りたいと思います。農業相談日の状況について、当番委員の方より報告をお願いいたします。</p>
8番	<p>中嶋です。11月10日の日に私中嶋と倉増委員、そして武藤委員、あとオブザーバーとして山本会長に同席していただきました。と事務局長計5名で、1件ほど●●●●の●●の方が来られまして、田の稲刈りをする時に他の方の山の木が枝が随分田んぼの方に入って来て、ちょうど台風10号で枯れた枝がかなり田の中に入って稲刈りするのに苦労した、そして、籾摺り機にも異音が生ずる、機械のために良くないということで、山の所有者の方に話をしたんですが、とても、ならじゃあお宅で切ったらいじゃないかということで全く切る様な意志の無いという事で、どうしたもんだろうかと来られました。山本会長の方からアドバイスがありまして、それは、その地区の慣習法といいますか、地区長あるいは長老の意見を聞いて、一番いいのはその山の所有者とその田んぼの耕作される方が協力して一緒にチェーンソーなんかでやれば一番いいのではないかという案を出しましたが、この件に限らず、以前から少し感情の行き違いがあった様な雰囲気もございました。来られた時はかなりだいぶ興奮されてたんですが、帰られる時はそのようにちょっと前向きに考えて一緒にしましよと話してみましようという事で帰られました。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ご苦労でございました。そうゆう事でございます。影切りでございますけど、慣習でいいですか、慣法でいいですか、これにつきましては、何年に1回かはきちんとやるというのが条件でございます、それで、私も分からない部分がありましたので、ちょっといろいろ調べましたら慣習法という法律がございます。慣習法てなんなんだろう。明文化されていない法律があるのでございます。ていうのはですね、要するに裁判とかいうふうな場に出ると、慣習でいうものは認められるんですよと、ただそれはきちんと履行してからの話のようでございます。10年も20年も30年も影切りをしないで、急にその山に入ってみると、なんでうちの木を切るのかということで、とがめられることがあるようでございます。その辺については委員のみなさん何かの時に役に立つんじゃないかと思います。理解をちゃんとして欲しいなど、結構揉める事の中には結構ありますのでよろしく願いをいたします。だからふつう南何件北何件というふうにいいますけれど、この何件ていうのも、5件のところあり、南5件北3件とかですね、南5件で言ったりいろいろあります。それはその地域、その場所によってですね、異なるという事で、うちのところがなんぼだからお前のところもなんぼやろというのはちょっと通らないような事になるんじゃないかというふうに思っております。よろしく願いをいたします。それでは、本日の議案全て終了しました。委員のみなさんより何かご意見、提案等</p>

事務局	<p>ございましたらお受けいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは、あと事務局の方からお願いします。</p> <p>それでは、来月の日程でございます。お手元の1枚紙をご覧ください。12月の総会は12月の11日、金曜日、午後2時から、場所は市民館2階、大会議室こちらで行います。農業相談日は、12月の8日、火曜日、時間は9時から11時30分まで、美祢地区が中野委員さん、美東地区が村上委員さん、秋芳地区が安富委員さんでございます。現地調査でございますが、実施日が12月の4日、金曜日、時間は9時から16時までを予定しております。担当委員さんはここ修正がございます。伊藤美和子委員さんと石田健治郎さんになってますが石田さんと安部さんが入れ替わりで、安部好恵委員さんが出席でございます。集合場所は農業委員会事務局に8時50分に集合をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>では、この辺で終わりたいと思います。15分ぐらいまで休憩をとりたいと思います。その前に号令があります。</p>
事務局	<p>号令</p>

午後15時10分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和2年11月16日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

--	--

